

理由

最近における第一種特定製品に使用されているフロン類の回収をめぐる状況にかんがみ、当該フロン類の回収及び破壊の適正かつ確実な実施を確保するため、第一種特定製品の整備が行われる際のフロン類の回収を強化するための措置、第一種特定製品の廃棄等が行われる際のフロン類の第一種フロン類回収業者への引渡しの委託等を書面で管理するための措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。